

和歌山県立医科大学における公的研究費不正防止計画

平成27年4月1日策定

令和4年3月17日改正

和歌山県立医科大学における公的研究費の不正防止基本方針（平成27年4月1日理事長決定）に基づき、公的研究費不正防止計画を以下のとおり定める。

【1 学内の責任体系の明確化】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>責任体系が形骸化し、組織としてのガバナンスが十分機能しない恐れがある。</p>	<p>(1)本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を理事長とする。</p> <p>ア 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p> <p>イ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。</p> <p>ウ 最高管理責任者が自ら部局等に赴いて不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、全学内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。</p> <p>(2)最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を財務担当理事とする。</p> <p>統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p> <p>(3)学内の部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、医学部長、保健看護学部長、薬学部長、助産学専攻科長及び事務局長をコンプライアンス推進責任者とする。</p> <p>なお、病院長が実施を承認した研究については、病院長をコンプライアンス推進責任者とする。</p> <p>コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、</p> <p>ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>イ 不正防止を図るため、構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。</p> <p>エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>オ コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保するため、所属長等をコンプライアンス推進副責任者に任命する。</p> <p>(4)コンプライアンス副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、</p> <p>ア 管轄する所属等におけるコンプライアンス教育の責任者として、構成員を把握・管理し、コンプライアンス教育の受講管理を行う。</p> <p>また、構成員から誓約書を徴取し、コンプライアンス推進責任者に提出する。</p> <p>イ 管轄する所属等における啓発活動の責任者として、構成員に対し啓発を行う。</p> <p>(5)各責任者の管理監督責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることを公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程に明記する。</p>

	(6)責任体系をホームページで公表する。
--	----------------------

【2 監事に求められる役割の明確化】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
公的研究費不正防止に対する監事の役割が明確でない。	<p>(1)監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し意見を述べる。</p> <p>(2)監事は、特に、内部監査や統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングによって明らかになった不正発生要因が公的研究費不正防止計画に反映されているか、また、公的研究費不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し意見を述べる。</p>

【3 ルールの明確化・統一化】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
公的研究費の執行に係る事務処理手続に関するルールが十分理解されていない。	<p>(1)公的研究費執行のルールを明確に規定したマニュアル（「科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行について」、「厚生労働科学研究費補助金の執行について」及び「日本医療研究開発機構（AMED）研究費の執行について」をいう。以下これらを総称して「研究費使用ルール」という。）を作成し、説明会等で配布するとともに、ホームページで公表する。</p> <p>(2)説明会は、研究者等が参加しやすいように複数回開催し、研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）には原則出席を義務づける。 なお、事情により参加できない研究代表者等には、説明会資料の配付により内容を確認させ、又は代理出席者等から説明会内容の聴取等をさせる。後日、説明会内容を理解できたかどうかを確認し、必要に応じ個別に執行ルール等の説明を行う。 加えて、研究代表者等に対し、実施する研究の運営・管理に関わる構成員に執行ルール等の周知が必要なことを、周知徹底する。</p> <p>(3)研究費使用ルールと運用実態が乖離していないかを確認するため、毎年定期的に研究者等に対しアンケート調査を実施し、理解度を確認する。 なお、取りまとめ結果をホームページで公表し、研究者等に周知する。</p> <p>(4)公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。</p>

【4 職務権限の明確化】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
職務権限がわかりづらいため、ルールを逸脱するリスクがある。	<p>(1)研究費使用ルールに構成員の権限を明確に規定し、大学内における合意を形成する。 特に、研究の効率的な遂行のために認めている研究者発注については、その権限と責任（発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を理解させるため、研究代表者等から誓約書の提出を義務づける。</p> <p>(2)職務分掌、職務権限に応じた決裁手続を定めた公立大学法人和歌山県立医科大学組織規程及び公立大学法人和歌山県立医科大学事務決裁規程を必要に応じて見直す。</p>

【5 関係者の意識向上】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>研究費が国民の税金を原資とした公的研究費であるという意識が希薄になりやすい。</p>	<p>(1) 構成員を対象にコンプライアンス研修を毎年実施する。 研修に当たっては、不適正と判断された具体的な事案の内容や処分の状況等を教材として用いるなどの方法により、できる限り実態に即した効果的な内容とする。 また、全ての構成員の受講管理を行い、理解度を把握する。</p> <p>(2) コンプライアンス教育の内容は、職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 構成員に下記事項等を盛り込んだ誓約書の提出を義務づける。 また、実効性を確保するため、研究代表者等においては、誓約書（関係者等の誓約書を含む。）の提出を公的研究費の交付申請の要件とする。 ア 本学の規則等を遵守すること イ 不正を行わないこと ウ 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること</p> <p>(4) 構成員に対してコンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。</p> <p>(5) 構成員に対する行動規範（和歌山県立医科大学における研究費の使用に関する行動規範）を整備し、運用を行う。</p>

【6 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>通報窓口、通報後の取扱いが十分認識されていない。</p>	<p>(1) 告発等を受け付ける窓口を事務局研究推進課内に設置していることや告発の方法等について、研修会・説明会等で全ての構成員や取引業者に対し周知するとともにホームページで公表する。</p> <p>(2) 不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程（和歌山県立医科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程）を整備し、公正な運用を行う。 不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。</p> <p>(3) 不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等について、公立大学法人和歌山県立医科大学職員懲戒規程に明記する。【再掲】</p>

【7 公的研究費不正防止計画推進部署の設置】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>不正防止対策に取り組む人的資源が不足している。</p>	<p>(1) 大学全体の観点から、公的研究費不正防止の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）として、事務局研究推進課を位置づける。</p> <p>(2) 防止計画推進部署は、統括管理責任者ととともに大学全体の対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>(3) 防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、公的研究費不正防止計画及び実施計画の策定・実施・見直しについて意見交換を行う機会を設ける。</p> <p>(4) 防止計画推進部署は、コンプライアンス教育、構成員・業者からの誓約書の徴取、研究費のモニタリング及び不正防止の啓発等を所管する。</p>

【8 不正を発生させる要因の把握と公的研究費不正防止計画の策定・実施】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>具体的な対策の実施方法、不正発生要因の把握がしにくい。</p>	<p>(1)防止計画推進部署は、内部監査部門（危機対策室）とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>(2) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、大学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、公的研究費不正防止計画を策定する。</p> <p>(3) 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。</p> <p>(4)公的研究費不正防止計画の策定に当たっては、上記(1)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。</p> <p>(5) コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に公的研究費不正防止計画及び実施計画を推進する。</p>

【9 研究費の適正な運営・管理活動】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>公的研究費の執行管理にあたり実効性のあるチェックが十分効くシステムが確立されていない。</p>	<p>(1)発注段階で支出財源の特定を行い、公的研究費の執行管理を行うとともに、定期的に支出状況（収支簿）を研究者に送付し、計画的な執行を促す。 年度末に無理な執行を行わないよう、繰越制度等の活用や、年度内に使い切れず返還しても、その後の採択に影響が無いことを周知する。</p> <p>(2)業者と構成員の癒着防止のため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領及び公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領に明記する。 前年度の公的研究費にかかる取引実績が契約件数 10 件以上、または総取引額が 50 万円以上の業者（癒着するリスクが極めて低い業者は除く）を対象に毎年説明会を開催する。 上記の業者から下記内容を盛り込んだ誓約書を徴取する。 ①大学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ③不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ④構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること</p> <p>(3)不正に繋がりやすい要因が内在する下記の事項等について、研究者使用ルールに明確な手続等を定め、チェックが有効に機能する仕組みを導入する。 ①発注・検収の手続 ②非常勤雇用者の管理 ③換金性の高い物品等の管理 ④出張の確認</p>

【10 情報発信・共有化の推進】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>執行及び不正対策のルール等について、自らの行為がルールに抵触するか否か等相談できる窓口が十分認知されていない。</p>	<p>(1) 公的研究費の使用に関するルール及び不正防止にかかる相談を受け付ける窓口を事務局研究推進課内に設置していることを研修会・説明会等で全ての構成員に周知する。</p> <p>(2) 公的研究費の不正への取組に関する大学の方針、行動規範、研究費使用ルール、関係諸規程、当該公的研究費不正防止計画等をわかりやすく体系化・集約化してホームページで公開する。</p>

【11 監査のあり方】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
<p>不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査が十分できていない。</p>	<p>(1) 理事長直轄組織として設置している内部監査部門における取り組みを強化する。</p> <p>(2) 定期的な監査に加え、大学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた下記事項等のリスクアプローチ監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 旅費について、出張先への確認、出勤簿との照合及び出張の目的や概要についてのヒアリング等 ② 非常勤雇用者の勤務実態等についてのヒアリング等 ③ 納品後の物品等の現物確認 ④ 取引業者の帳簿との突合 <p>(3) 監査結果について、コンプライアンス教育の一環として、大学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。</p> <p>(4) 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。</p> <p>(5) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、大学内における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。</p> <p>(6) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。</p>

【12 その他】

不正発生要因	不正を防止する取組（計画）
公的研究費の受給にあたって、不正が発生するリスクがある。	<p>(1) 科研費の応募資格の確認又は付与及び研究者名簿への登録は、本人からの申請及び所属長の確認を必須とする。 特に、学外の研究者に対しては、本人確認を徹底する。</p> <p>(2) ID、パスワード及び印鑑等は研究者本人の責任において管理するよう周知徹底を図る。</p> <p>(3) 情報の透明化及び学内外からの相互チェック機能が働くよう、公的研究費が採択された研究者の情報を大学ホームページに掲載する。</p> <p>(4) 文部科学省が実施する調査について協力する。</p>